

私的年金保険の市場規律に関する一考察

関西大学 徳常泰之

1. はじめに

個人年金保険とは、個人が保険会社と任意に契約を締結し、保険料を払い込み、将来の必要なときに年金の形態で受け取る保険である。個人年金保険は私的年金に区分され、公的年金などでは充足できない部分を補完するために利用されている。2002年10月、銀行窓口での個人年金保険の販売が解禁され個人年金保険市場は急成長した。しかし、2008年9月のリーマン・ショック以降、個人年金保険の新規契約の募集を停止し、個人年金保険市場から撤退する会社が出現した。

以下、本研究報告では個人年金保険を販売している生命保険会社の財務基盤の状態が個人年金保険の保有契約数、新規契約数、解約率などに与える影響について考察する。

2. 先行研究

保険会社の外部評価を容易にしたことについて検証した家森・浅井(2004)、保険会社のディスクロージャーが拡充されてきたことにより、市場規律が機能する前提条件が整いつつあることについて検証した浅井(2006)、ディスクロージャーに進展はあるが、情報格差は解消されていないことについて検証した植村(2001)などを本研究報告の出発点としている。

松浦・白石(2004)では、生保危機下における市場規律について検証し、ソルベンシーマージン比率が機能していることについて検証している。永田(2011)では、契約者は保険会社のリスクに反応しているということについて、さらに永田(2012)では、平常時と危機時に区分し、危機時にはリスクに強く反応することについて検証している。

また、Epermanis and Harrington(2006)では、保険会社の格付の変化が収入保険料に影響を与えるという視点から、Zanjani(2002)では、保険会社の格付の低下が解約の増加につながるという視点から、Cummins and Danzon(1997)では、保険会社のデフォルトリスクと保険価格の関連という視点から、Sommer(1996)では、自己資本比率の変化がポートフォリオリスクを変化させ、保険価格に影響を与えるという視点から保険市場における市場規律について検証している。他方、Carson, Doran and Dumm(2011)では、個人年金保険市場において、まったく性質が異なる市場規律が存在するというを検証している。さらにPark and Tokutsune(2012)では、日本の生命保険業界に焦点を当て、格付とソルベンシーマージン比率による市場規律の存在について検証した。

3. 実証分析

本研究報告では、保険会社の財務状態に関する指標(ソルベンシーマージン比率、格付)が変化することによって、個人年金保険の契約に関する指標(保有契約数、新規契約数、解約率など)がどのように変化するのかについて分析する。

必要なデータは生命保険会社発行のアニユアルレポート(年次報告書)から入手し、一部の格付情報は生命保険会社より直接入手している。そこから個人年金保険の販売している保険会社を抽出し、格付取得の有無により区分し、格付やソルベンシーマージン比率の変化が、保有契約数、新規契約数、解約率などにどのような影響を与えるのかについて検証する。

また、保険会社が格付会社から取得している格付の数や個人年金保険を販売している保険会社の会社組織形態が相互会社かどうか、同じく外資系の保険会社かどうか契約に何らかの影響を与えているのかどうかについても分析する。

4. 本研究報告における仮説

本研究報告において、「保険会社のソルベンシーマージン比率が良化すれば、保有契約数、新規契約数が上昇し、解約率が減少する。他方、ソルベンシーマージン比率が悪化すれば、保有契約数、新規契約数が減少し、解約率が上昇する」という仮説を立て、検証を行う。

5. 分析結果

分析結果については、後日作成するレジюмеにて報告予定。

6. おわりに

- ・今後の研究の展開の方向性について
他の保険種目(生命保険、損害保険)での分析を通じた市場規律の存在の検証